平成２３年（再イ）第４号
滋賀県犬上郡甲良町大字小川原770番地15
再生債務者　太成設備工業こと　小川　隆太
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月21日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成23年７月27日まで
平成23年６月22日　大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（再イ）第６３号
神戸市東灘区御影石町３丁目11番21―102号
再生債務者　田原　　実
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年７月12日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年７月12日まで
平成23年６月21日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第２９号
北九州市八幡西区浅川台１丁目24番18号
再生債務者　吉村　秀樹
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年７月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年７月13日まで
平成23年６月22日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（再イ）第３０号
北九州市八幡西区浅川台１丁目24番18号
再生債務者　吉村　厚子
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年７月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年７月13日まで
平成23年６月22日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第２８６号
神戸市垂水区松風台２丁目５番３―902号
再生債務者　阪田　真吾
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年６月20日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再イ）第３７２号
埼玉県新座市大和田１丁目８番22号
再生債務者　神崎喜代乃
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年６月21日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第３号
岐阜県飛騨市古川町向町３丁目７番22号　県職員アパート102号室、前住所岐阜市栄新町３丁目25番地アメニティ栄新町103
再生債務者　渡邉　　隆
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年６月21日
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（再イ）第３１３号
大阪市住之江区粉浜１丁目22番22号
再生債務者　松比良佳三
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年６月21日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第１号
川崎市宮前区南平台21番１―702号　グリーンヒル宮前平
再生債務者　阿部　修一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月12日まで
平成23年６月21日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（再ロ）第３号
静岡県島田市向島町3043番地の１
再生債務者　井口　宗泰
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月13日まで
平成23年６月22日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（再ロ）第１号
徳島市伊賀町２丁目12番地の２
再生債務者　清野　浩子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月20日まで
平成23年６月22日　　徳島地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第４号
鹿児島県霧島市隼人町内山田１丁目９番11号
再生債務者　厚地　　巌
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月21日
鹿児島地方裁判所加治木支部

平成２２年（再ロ）第１５号
広島市安佐北区あさひが丘６丁目11番８号
再生債務者　中岡　光人
法定代理人成年後見人　谷川ひとみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月22日
広島地方裁判所民事第４部

官報公告

会社分割

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十三年六月二十九日に終了しております。また、乙及び丙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年１月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月13日まで
平成23年６月22日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（再ロ）第１号
徳島市伊賀町２丁目12番地の２
再生債務者　清野　浩子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月20日まで
平成23年６月22日　　徳島地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第４号
鹿児島県霧島市隼人町内山田１丁目９番11号
再生債務者　厚地　　巌
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月21日
鹿児島地方裁判所加治木支部

平成２２年（再ロ）第１５号
広島市安佐北区あさひが丘６丁目11番８号
再生債務者　中岡　光人
法定代理人成年後見人　谷川ひとみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月22日
広島地方裁判所民事第４部

官報公告

会社分割

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十三年六月二十九日に終了しております。また、乙及び丙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み
（乙）平成二十三年六月十七日付官報（号外第一二八号）一三六頁
（丙）平成二十三年六月十七日付官報（号外第一二八号）一三六頁
平成二十三年六月三十日
東京都千代田区丸の内二丁目二番一号
（甲）株式会社東京會舘
代表取締役社長　藤原　幸弘
東京都江東区千石一丁目三番一五号
（乙）東京會舘食品株式会社
代表取締役　多々井雄二
東京都千代田区丸の内二丁目二番一号
（丙）千代田産業株式会社
代表取締役　上原　誠人

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により、株式会社サトー（乙、住所　東京都目黒区下目黒二丁目七番一号。平成二十三年十月三日付で商号を「サトーホールディングス株式会社」に変更予定）の電子プリンタ等の保守サービス事業に関する権利義務を承継することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年十月三日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十三年六月十七日に終了しております。
この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にその旨をお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月二十四日
掲載頁　一〇一頁（号外第一三五号）
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
平成二十三年六月三十日
東京都目黒区下目黒一丁目七番一号
サトーシステムサポート株式会社
代表取締役　松田　　崇